

平成29年12月 8 日（金曜日）

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

---

平成29年12月8日（金曜日）

---

出席議員（1名） 議長 三浦清人君

---

出席委員（15名）

委員長	高橋兼次君	
副委員長	今野雄紀君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	高橋一清君
総務課課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼人事係長	加藤信男君
建設課長	三浦孝君
建設課技術補佐 兼公営住宅管理係長	阿部彰君

---

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

総務係 長  
兼 議事調査係 長

小野 寛和

午後1時45分 開会

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、ただいまより町営住宅使用料等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより町営住宅使用料等調査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言、ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会におきましては、平成29年4月25日の第4回臨時会において、災害公営住宅等における住宅使用料等請求のおくれについての報告がなされて以降、これまで事案の具体的内容、発生した原因や背景、対応策、そして再発防止策などについて、調査してきたところであります。

本日の特別委員会は、改めて本事案に対する説明をしたいとの申し出により、開催するものでありますので、よろしく願いをいたします。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課から説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

直ちに会議に入ります。

町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についてを議題といたします。

担当課長による家賃等返還の事務処理、未請求者の納付状況等の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから、これまでの取り組み状況についてご説明申し上げたいと思います。

初めに、新しい議員の皆様もいらっしゃいますので、改めまして9月13日の特別委員会で使用した資料をもとにおさらいをさせていただければと考えてございます。

こういう資料がいつているかと思えます。公営住宅使用料等の適正化に関する対策報告というものが、多分机の上にあるかと思えます。この資料につきましては、9月13日の特別委員会で使用したものでございます。

事の発端でございますけれども、新年度になりまして、応援職員も含めて職員の入れかえが

ございました。その中で、4月6日だと記憶してございますけれども、一部不審な点があるという報告を私のほうに担当からまいりました。内容につきましては、どうも家賃の請求がおくれていると。概算であるけれども、100戸くらいそういうことが予想されているという報告でございました。

それを受けまして、上司に報告をし、早速作業に入らせていただきました。

結果としては、1ページ目に記載をしていますとおり、65世帯について家賃の請求がおくれていたということが判明いたしてございます。内訳につきましては、下段の表に載ってございますが、65世帯、合わせて500万円ほどの家賃が未請求であったという状況でございます。ただ、これにつきましては、最後取りまとめした段階での話でございますので、4月分とすれば、約200万円程度のおくれということになります。

それについての対応ですけれども、まずもって6月に65世帯、それぞれ訪問させて内容の説明をさせていただいてございます。その後、書類の整理をし、送付後に建設課職員でそれぞれ65世帯を訪問させていただきまして、家賃等の説明を再度させていただいたと。その後に、8月に納付書の送付をしてございます。

家賃の未請求ということで調査を始めましたが、そのほかに、2ページ目に記載していますとおり、文書処理の中で不適切な部分があったということが判明いたしまして、あわせてこの部分についても追完の処置をさせていただいてございます。

役場の書類につきましては、各職員から起案をされて、それぞれ関係する上司が決済をするという方法になってございます。いずれ決済を受けた文書につきましては、町長の公印をつけて送付をするという手続になるんですが、決済を受けているんですが公印のついた痕跡がない。それから、送付した記録がないという部分がございました。このため、改めまして同じような書類になりますけれども、それぞれ関係する皆様に書類の再送付をさせていただいたという内容が1点でございます。

それから、2点目につきまして、利便性係数の告示がされていなかったということでございまして、一般質問の中でもお話をしていましたが、家賃の決定するに当たって、実は5つの数字を使って家賃の決定をしてございます。うち4つにつきましては、国で指定しているものですから、町としては動かしようがございません。唯一、町の裁量で決定できるのが、ここに記載をしてございます利便性係数というものでございます。

当然、町内でも宅地の値段が違うということがございます。当然志津川地区にある土地の値段と、入谷にある土地の値段は違います。当然これは家賃に反映させるべきだと。それと、建

物の利便性というものがございます。今回、災害公営住宅につきましては、一定の基準でやっていますので、差がないわけでございますが、それらの作業が確認をされていなかったということで、改めて確認作業させていただきました。

それから、2番目の近傍同種家賃ということで、これにつきましては、もし同じ仕様で同じ場所に同じ建物を建てたときに、民間であったら、どのくらいの家賃になるかということを推定するものでございます。通常であれば、アパート等の市場が確立されていれば、それらの家賃を参考に決めるということになってございますが、残念ながら当町では市場がまだ確立されていないという中では、建設費用をもって、その家賃を決定するという手法に頼らざるを得ないという状況でございます。単純にかかった費用を累積で割ればいいというものではなくて、中身を含めるもの、含めないものがございますので、それを積算書から全て抜き取って作業をするという流れになってございますが、残念ながら、その正確性に欠けていたということが見られましたので、改めて図面をもとに計算をし直したという状況でございます。

3番目につきましては、収入に応じて家賃が決まるということでございますので、各世帯の収入の算定が一番肝心でございます。その中で、各種控除がございます。寡婦であったり障害があったり特定扶養があるということを正確に捉えていなかったということがございます。それと、暦年1月1日から12月31日まで同じ職場で勤務された方は特に問題がないんですが、途中で退職されたり新たに就職をしたという方については、実賃金で計算をする必要がございます。例を申せば、1年間のうちで3カ月間だけ働いたと。総額36万円の収入がございましたと。年間36万円の収入というふうになられますけれども、そうではなくて、もしその方が1年間働いたら、どのくらいの収入になったかということを推定する必要がございます。それでないと他の方との公平さが保てないということでございますので、中にはその計算が間違っただけでございます。所得証明をいただくと、実はいつからいつまで働いたというのは記載されていませんので、その金額を単純に12カ月で割って、1カ月当たりの収入を出しているという例がございましたので、改めて算定をし直していただいたという状況でございます。

それらの全ての計算が終わって、大変申しわけなかったんですが、それぞれ入居の皆様へ通知を差し上げ、家賃の訂正をさせていただきました。おおむね利便性係数がかなり小さくなったということ等もございまして、過誤納がございます。要は、多く家賃をいただいていた部分がかかりの世帯がございました。それが5ページに記載をされてございます。多くいただいていた世帯に関しては433世帯でございます。総額が2,270万円余りと。その下に、還付加算金ということがございます。これまで、これ以前につきましては、要は利子相当部分をお返しをし

ているということで、年率5%となっておりますが、これにつきましては、法令に基づき、5%という決定をしているところでございます。

それとは別に、5ページ目の中段以下でございますけれども、4月の段階で家賃に疑念があったということで、一旦77世帯の方については、家賃の請求をとめさせていただきまして。改めて、正確な家賃を計算し、9月に家賃の請求を開始したという内容でございます。

次に、4月以降に入居した方の取り扱いが一番下段でございます。123世帯の方については、間違っていることを知っていながら、家賃を請求することはできないだろうということで、これにつきましても、正確な家賃が算定できるまで、家賃の徴収を控えさせていただいたという内容でございます。

6ページ目、一般質問でもございましたが、国から低廉化、それから低減化の補助金をいただいているという内容でございます。近傍同種家賃が変わりますと、実は低廉化の交付金の額も変わってまいります。それぞれ、2年間合わせて約6,000万円余計にいただいているという状況でございますので、これについては国の通して返還をする予定でございます。

一方、低減化につきましては、若干の増加が見られてございます。この取り扱いについては、まだ協議中という内容でございます。

7ページ目に、再発の防止策ということで、7点ほど記載をさせていただいてございます。

基本的に、今回の問題の根本的なことを申し上げますと、基本的には職務に対する姿勢の問題だという考えでございます。それを監督する立場にある私の指導不足ということが避けられないと考えているところでございます。

8ページ目が、利便係数の取り扱い要綱ということで、これまで、この部分については文書化がされてございませんでした。改めて、今回取りまとめたものでございます。

計算式が第3条の第2項に記載をされてございます。利便係数は0.5から1.3の間でそれぞれの自治体が決定をするということになってございます。今回、当町といたしましては、0.5から1.0以内で決定するという方針を決めて、その補正係数を下段の式で求めております。この中で、0.2、最高でも20%減になると0.8ですかね。補正係数にいたしますと0.8になると。この0.2につきましては、通常0.1から0.15という数字を使っているのがほとんどの自治体でございます。一般質問で申しましたとおり、これを使うことによって、県内21団体でも低いほうから3番目という家賃になってございます。

次の9ページに載っていますのが、いわゆる建物に対する利便係数ということで、この考え方は条例に、公営住宅を整備する場合の整備基準というのが載ってございます。それを全て満

たせば、補正係数は実は発生をいたしません。ただ、災害公営のほか一般の住宅もござい  
ます。考え方は災害公営も一般の住宅も家賃に対しては同じ考えで決定をしなければならないの  
で、あえて載せさせていただいてございます。

要は、1番目、入浴設備を入居者の負担としている住宅。古い住宅は浴槽がございませ  
ん。その設置は個人がやっていると。それから、水洗化がなっていないというところもございま  
す。それから、住戸ごとの専用敷地がないということでございすけれども、これにつきましては、  
戸建ての住宅については一定程度個人が占有できる部分がございます。ほぼ地代相当額  
を平均しますと、約10%という数字が出ましたので、0.1とさせていただいてございす。そ  
れから、残りの3つにつきましては、まさに書いているとおりでございまして、集会所がな  
い、新しい災害公営住宅は全てに集会所がございすますが、一般にはございせん。それから、  
ペアガラスという表現をしています。これは断熱を、外気との温度差をなくす、そういう住  
みやすい住宅につくるという項目がございすので、熱の拡散の確率が高いのが実は開放部の  
ガラス窓でございすので、窓がペアガラスであれば、それは十分担保できるだろうというこ  
とで、ペアガラスという表現をさせていただいています。これについては、普通の住宅には設  
置をされてございせん。それから、バリアフリーであるということが載ってございす。代  
表的なのが手すりと段差と。災害公営にはこれが備えていますけれども、一般の住宅にはござ  
いせん。

以上が、それをまとめますと、次ページ以降の表になります。一番最後の表が平成30年度、  
来年度の使用する数字をつけさせていただきます。これにつきましては、要綱上10月1日の土地  
価格をもって決定をするということになってございすので、本年10月1日の土地価格をもっ  
て、この数字を決定してございす。

住宅名の隣の数字、利便性係数というものが、補正係数で使うものでございす。0.61から  
0.92まで、それぞれ決定をしてございまして、来年度の住宅家賃の決定に使用するものでござ  
いす。

以上が、これまでの概要でございす。

次に、2枚目に事務処理報告というものが3枚ほどのつづりのものがあります。

9月以降に作業をした部分の報告でございす。

1ページ目でございす。報告1として、家賃等の返還に係る事務処理状況でございす。

対象者は8団地、439戸でございす。還付金額が、その後精査した結果、2,305万8,700円  
でございす。加算金額もそれに伴いまして、128万6,711円と若干の増加となつてございま



す。

具体の還付手続に関しましては、10月30日から11月20日まで、各団地に出向き、集会所において受付をさせていただきました。ただ、仕事等でどうしても集会所に来れない方がいらっしゃいましたので、休日に役場庁舎、それから総合支所で受付を実施してございます。

その結果、12月6日現在でございますけれども、8団地431戸、二千二百八十一万一千円余りの事務処理が終了しているという状況で、残念ながら、まだ8戸ほどお見えになっていない方もいらっしゃいますので、引き続き電話連絡等をしながら、それぞれ訪問し、手続を進めていきたいと考えてございます。

なお、還付金につきましては、年内にそれぞれ指定された口座に振り込む予定となっております。

それから、報告2といたしまして、議員の皆様から大変ご心配をいただいている未納家賃の納付についてでございます。

11月末現在の数字を下段に記載をさせていただいております。

1番目として、未請求世帯であった65世帯の状況でございます。既に完納された方が30世帯でございます。一部完納が27世帯。また、納付の始まっていない方が8世帯ということで、金額にいたしますと、約60%の納付状況となっております。

それから、4月以降に停止した77世帯でございます。35世帯の方が既に終了してございます。途中の方が41世帯、まだ納め始めていない方が1世帯となっております。納入率につきましては、58%程度となっております。

次に、4月以降に入居された123世帯でございます。既に完納された方が63世帯、完納途中にある方が19世帯、まだ始まっていない方が41世帯ということで、金額ベースでは52%の納付状況でございます。

これらを合わせますと、265世帯、完納された方が128世帯、一部納付を始めている方が87世帯、それから、これからという方が50世帯ということでございまして、全体では57%の納付状況となっております。

なお、納付期限につきましては、中段に記載のとおり、平成30年3月31日としてございます。あと4カ月ほどございますので、また状況を見ながら、それぞれの方にお問い合わせをしたいと思います。

3枚目、一番最後でございますけれども、それぞれ団地ごとの還付状況等々を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 続きまして、職員の懲戒処分につきまして、ご報告をさせていただきますと思います。

資料、別葉でご用意させていただきましたので、ごらんください。

町営住宅入居者への使用料等の不適切な事務処理に係る懲戒処分について、南三陸町職員分限・懲戒審査会におきまして本件に係る審査が行われ、その答申を受けて、次のとおり関係職員の処分を行いましたので、ご報告させていただきます。

南三陸町職員分限・懲戒審査会への諮問の日でございますが、平成29年5月22日でございます。南三陸町職員分限・懲戒審査会における審査の日でございますが、同5月22日第1回分限・懲戒審査会を実施いたしました。事案の概要、並びに今後の調査方法などについての説明をいたしました。8月30日、第2回同審査会を実施いたしました。調査結果の説明及び処分等の審査を行いました。継続審査といたしました。11月21日、第3回同審査会を開催いたしました。処分の要否、種別、並びに程度について審査をし、答申内容を決定いたしました。

南三陸町職員分限・審査会からの答申の日は11月28日。職員の懲戒処分等の決定の日は12月1日でございます。

処分の内容につきましては、建設課課長級、訓告。建設課課長補佐級、文書厳重注意。

その他として記載してございますが、直接事務処理を担当した職員は、平成29年3月末で既に退職しているため、懲戒処分等の対象外となりました。

以上、処分のご報告でございますが、本来町民の方々の安心した生活をつくるために働く町職員が、自分たちの住民に、事務を通じて執務を通じて町民の方々に大変ご迷惑をおかけしてしまいましたことを改めておわびを申し上げ、懲戒処分の報告とさせていただきます。

○委員長（高橋兼次君） ただいま担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。これまでの説明に対し、聞きたいことがあれば伺ってください。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 新人でありますので、余り詳しいことは、特別委員会の中でこれからという私の立場ですが、この問題が私の耳に届いたのは、最初は高台移転の住宅の地代の部分の請求がないという形のことで連絡が入りました。何だろうと思った。結局、土地の受け渡しとかいろいろな面で、そこの分で時間がかかったとは思いますが、高台移転の土地に関してはどうなんでしょうか。

あと、今、課長より説明を受けたんですが、基本的には、4月以降の人たちというのは入っ

てまだ間もない時点で、多分請求書が来ないとか支払っていないとか、そんな話も聞きました。今の課長の話で、どういった経緯でこういった形でおくれたとか、あと請求の内容に不備があったということはわかったんですが、とりあえずは、結局決済とか町長の公印が確認されないとかそういった部分に関しては、やっぱり町でもって管理が多忙だったからその辺が見抜けなかったということなんではないでしょうか。ただ職員の勘違いとか、この賃金を決めるための方法的に新しいものだったからできなかったのか。こういったミスが起こったのか。その辺どうでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 文書の関係ですけれども、通常我々には、我々といいですか、職員 そうなんですけれども、起案者の名前のところに判こを押して、それぞれ同僚の判こ、それから係長、補佐、課長、課長以上の決済に関するのが副町長、町長という順に判こを、中の決済していくわけですけれども、いずれ、多分私の部分で、決済権者が私だということで私で終わります。その次、何をするかというと、その文書が正しいか、語句に間違いがないかどうか、いわゆる校正をさせていただくと。その判こも押すと。それはやった本人が押すということです。

それから、公印については、総務課に行って勝手につくわけではなくて、文書担当者がおりますので、その方に間違いなく決済をもらっているかどうか、それを確認して、内容に間違いがないこともあわせて確認をすると思うんですが、それで初めて町長の判こを押せると。そのときに、その許可した者が判こを押す欄もございます。

それと次に、その文書を間違いなく郵送したという部分の判こがあるんですが、それは郵送した者が判こをつくわけです。多分、下のライン部分の判こはあるんですが、その最後の部分、町長の判こをついたのか、書類を送ったのかという確認の判こがなかった部分が結構ございました。

それで、こちらとすれば、1件1件、五百何件を電話してお聞きすればよろしいんですけれども、ただこちらの文書管理上それはまずいということで、改めて、同じ文書なんですけど同じように決済をして、それで再度送らせていただいたと。多分、一般の方から見ると、同じ文書が何かわからないけど来た。内容が全然変わっていないと。何でなんだろうなという疑問は多分いろいろ持たれたと思います。それは、その都度ご説明をしながら、当然一番上に謝罪の文書をつけながら送ったはずなので、それを見てわかる方と、そうでない方がそれぞれ連絡をいただいておりますので、そこは丁寧にそれぞれ個別にご説明をさせていただいてござい

す。

それから、次の家賃の考え方なんですけれども、震災以降、それが全てないということで、多分こういうやり方がいいだろうと、本来はそうでなくて条例にきっちり書いてありますので、条例を読み込んで、それでその手順に沿ってやればそんな難しい作業ではないはずと私は思っているんですけれども、そんな機械的にできる部分も結構ございますので、そんな難しい作業ではなかったと。ただ、その確認がされていなかったということと、慣習的にやられていた部分が、後でわかったんですが、ございました。確かにその方法だと、非常に手間がかかるなど。

1つが入居日の考え方なんですけれども、最近の広報を見ていただければ、入居可能日と載せてございます。これは、なぜ載せるかという、住宅に入っても入らなくても、そこから家賃をいただくというその日なんです。入居決定をされてしまうと、何かの都合で、実は12月30日入居可能日だと。でも私、お正月は今のところで過ごしたいから、1月15日に引っ越しをしたいという場合であっても、実は12月30日から家賃が発生をしてしまうんです。

これまで大量に入居することもなかったので、基本的に個人の都合を聞きながら入居可能日を決定しておりました。本来はそうであったらだめなんですけれども、そのやり方も今回採用していたという状況でございます。

ある意味、皆さん一斉に入居するわけではないので、ある意味では入居者にとってはメリットはあったかと思えます。その意味では、実際入居した日から家賃が発生するという点では、その部分だけ見れば、確かに入居者のためにやったんだろうと。ただ、事務処理、それから法的な解釈からすると、それは間違ったやり方であると。そのため、事務が煩雑になって、追いつかなかったということがございます。

もしそうだとすれば、担当者が個人で決めるわけではなくて、やはり組織ですので、町全体でしかるべき介入を持って、入居可能日の決定の方法ということ条例以外の適用をするわけですから、その介入を持って本来は手続を進めるべきだったと。であれば、人が必要であれば、人の配置も当然その時点でできたと思うんですが、なかなかその話し合いがなかったという状況でございます。最大の原因は、多分そこにあるのかなと。前例踏襲といいますか、間違ったものでも、前の担当がやっていたから間違いがないんだと、そういう思い込みのまま作業をしたことが一番原因かなと考えております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 防集に関しての土地に関して、請求書が上がってこなかったという住民もいた

んですが、その辺まだ説明がないんで、その辺は何の問題もなく正規のとおりやられたということでもよろしいんですか。

あと、その辺と、今回災害公営住宅、こんな千近いくらいの建物を建てて、一気にその業務が行政の中に来たと。それは確かに、大変な業務があって、その中で煩雑に事務が行われて、結局ミスとかそういったことにつながったとは言っていますけれども、基本的には南三陸町だけじゃなくて、やっぱり国でも、あと国のそういった専門の方でも来ていると思うんです。そういった中で、今回の家賃の全てに含めた面で、やっぱり行政の方は一生懸命やってきたと思うんです。派遣の方も含めて。そういった中で、今回このいろいろなミスとか、こういった分の処分に関して、余計な職員が残業とかそういった分でのお金がかかったような気がするんですが、その辺はかかったんでしょうか。その辺、かかったということで、佐藤 仁町長の報酬カットみたいな報道をちょっと聞きましたので、それにつながっているんでしょうか。その辺、職員のこのミスによって発生した残業とか、そういった部分はどうなっているんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防集団地の土地代につきましては、建設課が所掌してございませんので、それについては管財課なりで確認をお願いできればと思っております。

それから、今回の部分の処理部分といいますか、時間外手当につきましては、時間外手当は発生してございます。

○委員長（高橋兼次君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 大体でいいので、総額的でいくらくらいになりますか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 給与計算につきましては、人事でしておりますので、建設課とすれば、それぞれ個人、それから総額については把握できていない、できないシステムでございますので、大変申しわけございませんが、総務課長よりご回答させていただきます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 委員、ご質問は、今回の件でいわゆる職員で本来行うべき業務以外に業務が発生して財政的な負担が出たのではないかというご質問だとすれば、まさにそのとおりでございます。後から全体を見直して、正規のものに計算し直すというためには、既存の組織のスタッフ、スタッフといいますか、職員だけでは到底できませんでしたので、特別対策係という組織をつくって、そこに新たに人事異動をかけて、職員を増員して対応いたしました。

ので、その人件費がそこに要されたということは確かでございます。

金額的には、申しわけないんですが今手元に数字を持ち合せておりませんが、そういったこととでございます。

○委員長（高橋兼次君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 済みません。最後にですけれども、さっきの防集の土地の関係は管財課ということなので、管財課から、そのデータ関係をできればお知らせいただきたいと。

あとは、今時間があいているので、その辺も大体でいいので、とりあえず時間をかけても、町に対して町民に対しての負担みたいな感じがあると思うので、その辺は私もぜひ知っておきたいと思いますので、その辺よろしく願います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）副町長。

○副町長（最知明広君） 多分防集のほうは、今言ったように、もともと管財課になるんですが、基本的には土地の売買をしているわけなので、契約書が存在していると。ですから、その契約書をご確認いただいて、契約から、例えば40日以内に支払うとかそういう形になっていると思いますので、そのご確認を一つお願いしたいと思います。

それから、今人件費の関係がちょっと出ましたけれども、基本的にはすぐにはわかりません。というのは、先ほど総務課長が申しましたように、建設課に特別対策係を設置をいたしました。その職員については、多分4名、5名ですか。5名おりました。その5名が3カ月から4カ月、その全ての今までの住宅使用料の未請求の分に関して、最初からやり直したという作業でございますので、その人件費がそのままかかってしまうということだと思います。

ですから、5人分の3カ月分のいわゆる人件費がそのままそちらにかかるというふうにご理解をいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今、最知副町長から説明があったんですけれども、管財課で買い取りに関しては多分40日以内で支払うということだと思うんですけれども、志津川地区においての土地の買い取り者というのは、大体半分に満たなくて、あとは借地料ということだと思うんです。そういった形でも、借地料となると、年間払いなのか毎月払いなのか、その辺ちょっと私新人なのでわからないので、そういった形の中で、請求書が来なかったということが住民から言われたので、今こういった説明を聞きました。とりあえず、その辺も含めて私も勉強していきますので、ひとつよろしく願います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。及川

幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

懲戒処分等について、この中で、3回ほど、5月22日、8月30日、11月21日と審査会を開催されております。その審査会で、どのようなご意見が出たのか、その辺ご報告願います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 資料に括弧書きで示させていただいたような内容でございますが、いずれ、例えば事案の概要ということにおきましては、個々の職員の仕事へのかかわりのありようとか、そういったことを明確にするような議論でありますとか、それから最終的には処分をどういった形にすべきかというようなところの議論などがございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 これは、議案の概要及び今後の調査報告について説明とありますけれども、これは事務方から説明したんですよね。ただ、その審査会で、委員の皆さんからはどんな意見が出たんですかということをお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 段階を追っての審査でございますので、事実関係を明確にするような、要するに委員個々の捉え方として、わからない部分を質問として出るわけです。そのときに、職員同士の仕事の関係であるとか、そもそもそれがどうしてそういう状態になってしまっているのかとか、詳細な事務の実態などの質問が出るわけです。それに対して、調べた内容について回答すると。それを踏まえて、次の会議でまたその次の段階の審査をするという繰り返しになってまいりますので、意見というよりは、実態の把握、それからどのようにそれを決定づけていったらいいのかというところを段階的に議論したということになります。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、最後には決定の日というのがここにうたってありますけれども、この審査会に何名の審査の、具体的な記録はもちろんとっていると思うんですよね。そういう職員以外の、執行部以外の審査委員の人数です。そういうものをご説明願います。

○委員長（高橋兼次君） すぐ出るんですか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 審査会は5名の幹部職員によって構成されてございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、あくまでもこの審査会というのは、職員だけの審査会なんですか。一般、町内からの選んだ委員ではなくて、庁舎内の職員の審査委員なんですか。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 懲戒に係る例規が定められております。委員さん方にしては例規集をごらんいただくといいと思いますが、その中に委員の構成が定められておりまして、規定上、それぞれ定められた職務にある職員で構成されてございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 大変申しわけないんですけれども、私も今、この場に及んで懲戒審査会に何名の、どの部署から誰かというのは見ていないので、返答できないんですけれども、その主だった5名の課か何か、その氏名をお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 南三陸町職員分限・懲戒審査会の規定というのがございまして、そこに組織として、審査会の会長、副会長、委員及び臨時委員をもって組織をすとなっております。会長は私です。副会長は総務課長にある職務の者と。それ以外につきましては町長が任命をするという形となっております。

臨時委員については、審査に付すべき事案の関係所属長の職にある職員ということになりますので、その所属長の職員が臨時的に入ることになります。

今おっしゃったように、5名ということで、今回は私が会長、副会長が総務課長、それから会計管理者、企画課長、それからその事案によって担当課長が入るという形になります。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明でわかりました。というのは、やっぱり自分の内部の仕事を内部の人がこうして処分対象を説明して、今後どうするかという。そういうことを条例や規則で決まっているから仕方がないことなんですよね。ただ、今後としてこういうあり方でいいのかなという。議員の立場として議会の立場としていうなれば。同じ人の例えば課内で同じ意見のあれで、誰かお母さんが何かしたら、お父さんと子供たちが今後何もないようにかばってやるというそういう事例に捉われないのかなと。疑義を持たれないのかなという感じが否めないんです。だから、お伺いしたんですけれども、決まりであるから、それはわかりました。了解いたしました。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も1点、2点伺いたいと思います。

対策室を立ち上げて、いろいろ今回の不手際に対して、説明というかいろいろお願いに回ったと思うんですけれども、そのときの入居者の方たちにとってはいろいろな反応があったと思



うんですけれども、回った方たちが入居者から受けた印象というんですか。例えば、何をやっているんだ、ぬっさらみたいなこういったことを言われたのか、こういうの大変だったから仕方なかったとか、いろいろ反応があったと思うんですけれども、今回の事案に対しても、やはり入居者の方が一番早く解決することが大切だと思いますので、その辺の感触というか、どのようなだったのかおわかりになったらいいんですけれども、個々、全部が全部同じような感情ではないと思うんですが、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員がおっしゃるように、いろいろな意見をいただいております。私も何戸か回らせていただきましたけれども、いずれ入居するときに家賃が発生することについてはよく理解をしていると。だから逆に、何で来ないんでしょうねということを疑問に思っていたという意見もございますし、真逆の意見もございました。

ただ、大多数の方は、当然家賃は支払うものだ。この額を一度にと言われると、それは無理であると。ですから、分割なり、無理のない範囲で納入するようにお願いしたいという意見は皆様から同じようにいただいているという状況です。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。今野委員。

○今野雄紀委員 そういった状況で処理に当たったと思うんですけれども、それで伺いたいのは、私、ちょっとこのあれがわからないので、加算額の0.5%の利息というのは、そこがどこなのか。どういった状況なのか。

私、勘違いしていて、加算額というのは、上の還付に対する加算額かと思っていたものから。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 利子相当額ということなんですけれども、もし完納いただいたときの税額と決まっていますし、民法上も決まっております。

確か、高いほうが5%だと思いましたので、その高いほうを採用させていただいたということで、納めた日からお返しをしますという手続がされる日までの間の期間に相当する利子額を、差額に対して利子をつけてお返しをするということです。簡単に言うと。

返すときに、当然市場の金利はそんなに高くないんですけれども、いずれ法的な規制と申しますか、決まりがございますので、それに則って調べると、高いほうということで5%の数字を採用して、それで、例えば1,000円返すときに5%の利子を加算してお返しをしていくという状況です。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 それでわかりましたけれども、逆に返すほうは、そうやって利息をつけて返すということなんですけれども、足りなくあれしていた部分の差額分にも、今の理屈からすると延滞料というんですか、そういったやつが発生、普通だとすると思うんですけれども、今回の事案に関しては、その分のところというのはどのような事務処理になるのか、おわかりでしたら。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の事案につきましては、町側に原因があつて、入居者の皆さんには一切責任がないという明確なものでございますので、それに対して納入がおくれたからといって、加算金を課すというこれは筋が通らないということで、今回ご請求申し上げているのは家賃そのまま原本のままでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 そのまま、入居者には負担にならないということでした。でもその分の利息相当の分というのは、事務処理段階で、内部的にそのまま済むんでしょうか。そのところだけ伺いたいと思います。

本来なら延滞すればつく分が、今回の場合は事例が事例なので入居者の方には負担がなくそのままの金額でお願いするというそういうことですので。限りですけどね。ただ、今回の事案に限り、本来発生する延滞料の分はこういった庁舎内での取り決め、その他条例等があつて、そのほうに基づくとどのようになるのか。例えばそのままかからなくて済むのか、何らかの形で欠損金というか費用としてその分が発生するのか、そのところだけ伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そもそも請求をかけていないということがございます。普通は納付書の中に納入期限が記載されてございまして、基本的にそれを経過すれば延滞金が発生するというシステムでございます。

そもそも納入通知書をお上げしていないので、入居者の皆様は支払いをしたくても支払いできない状態にあつたわけでございますから、それに対して延滞金をかけるというのは、これは合理的な説明としてはできないだろうということで、延滞金は徴収しないという方針でございます。

○委員長（高橋兼次君） 普通の場合。今回の分の事案に関して。普通の場合を聞いているんですよ。（「いや、今回の」の声あり）今回の。（「はい」の声あり）じゃあ、よろしいですか、今

の説明で。ほかにございませんか。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点ほどになるでしょうか。お伺いします。

こちらの、小さい資料というか薄いほうの資料の未請求者等にかかる納付書送付後の納入状況について、新しい資料が提出されましたので、それについて下段の部分、報告2のほうでお伺いしたいんですけども。

新年度入居世帯123世帯のうちの未納付世帯が41世帯あります。未納付世帯全体としては、50世帯のうちの40世帯以上が新年度に入居された方々です。以前から入居されていて納付が未請求だった世帯の方はそれほど多くないんですが、新年度に入居された方に関しては納付が始まっていない方が多くなっているなという印象がありますが、これ原因があるのか。どういった理由でこのような数字、いびつな割合になっているのか。もし具体的な理由がわかればお知らせいただきたいということと、あわせて、それぞれ一部納付世帯というのが全部で87世帯あります。この一部納付というのは、それぞれの世帯の皆様が計画どおりというか、少しずつお支払いをしていくという世帯が多いのは当然だと思いますので、それに則って順調に支払っている結果、まだ全部は終わっていないということなのか、払えずに困っているような方がいるのか、そこをちょっとお伺いしたいなど。

もう1点は、今回の事案、大変大きい問題ですし、その町内外からさまざま耳目を集めております。重要なのは、再発防止策であろうと思っております。何をおいても還付したからいいとか、これで問題解決だとか、町長の給料を減らしたからいいとか、そういう話ではない。二度と起こさないようにするためにどうすればいいかということに、非常に重要な割合があるのかなと思います。

その上で、丁寧で正確な事務処理、これは当然必要なことですが、一方で、住民の皆さんを待たせないような、迅速な事務処理というのも同時に求められると思います。これを両立させられなかったのが、今回の問題が起こったと言えると思うんですが、その対応を主管課のみで対応すると。この資料によれば、主管課における、ページ数でいうと7ページに、主管課における再発防止策というのがありますが、主管課においてはこういうことが大事だということは示されておりますが、町全体として主管課を横断してといいますか、ほかの部署も巻き込んで全ての方々に関係する再発防止策というものを、しっかりと構築する必要があるんじゃないかなと思うんです。

例えば、仕事が煩雑で多過ぎる。間に合わないといった場合には、当然人事を絡めて応援職

員、応援の人員を配置するとか、新たな部署を設けるとか、そういったことが起こり得ると思いますので、その組織としての対応策というものを、ぜひこの委員会で示していただきたかったなど私は思っているんですが、それについては町長なのか副町長なのか、全体を統括する立場の方のお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目。4月以降に入居された方の未納付世帯が41ということで突出しているというお話で、その原因はということでございますが、比較的家賃の高い方は順調に納めていただいているという状況でございますが、滞っているというか、スタートダッシュが効いていないという言い方は変ですけども、そういう方はどちらかというと家賃が安い方になってございます。もう少し分析してみないとわからないんですが、もしかすると、そんなに安いわけではないので、全く収入がない階層ではないだろうと。ですから、年金だけであれば所得はゼロという計算になるので、4,000円とか5,000円前後の家賃なんですけど、もっとそれ以上高い層の部分が家賃の滞納、失礼しました、納入がされていないという部分なので、ちょっとそこは世帯世帯の、もう一度、収入申告書がございますので、それ等を見ながら、どういう状況なのか調べてみないと、はっきりした傾向はちょっとわからない状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まさに、正確で迅速な、両方を求められていると、そのとおりだと思います。

今回、いわゆる主管課における再発防止策という形になっておりますが、組織全体として、今回逆に公営住宅使用の適正化に対する報告を用いて、全職員に対して研修を実施するということになっております。

実際はこういうことはあってはならないんですが、こういったことが実際に起こってしまったということを職員全員に理解をしていただくと。自分たちがどういうことをしなければならぬのかということをもう一度理解していただくということで、全職員に向けて、これをテキストにして、研修を実施するという予定になっております。

人事的なことを申しますと、今まで住宅の関係の係についても、特別対策係が解散した後に1名増員ということに対処しております。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 そうですね。細かく3点伺いましたので、2点目についての答弁が抜けてい

たように思いますので、改めていただきたいと思います。

1点目に関しましては、私がちょっと心配しましたのは、新年度入居された世帯というのは、もう入居したときには既にこの問題がある程度発生していて、ちょっと納入できないというか、ちょっとお待ちくださいということがあったところですので、入居した段階での十分な説明、こういうことがあったので家賃を納入いただくわけにはいかないんですといえますか、後ほど改めて納入させていただくような段取りになりますということが、説明されていないということがあると、納入が出来るかといえますか、納入しなきゃいけないことに気づかないといえますか、そういった事例がもしかしたらあるのかなと思いましたが、新年度、この問題があっても納入したくてもできないような状況に置かれている中で、新たに入居された皆さんにもその都度丁寧なご説明がなされているのかどうかということを確認したいなと思います。

2点目は、一部納付世帯の、順調に進んでいるのかということとはまたご答弁いただくとして、3点目は、この事例をもってその教訓を、まさに生きた教訓として、実際に、今隣で働いている皆さんの中から起こった問題を学びの教材として、今後の再発防止策に生かしていくんだというお考えはよくわかりました。

1点目と2点目、お答えいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 1回目の答弁で抜けた……確認できました。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。4月以降の入居者に対する対応でございますけれども、鍵を渡したのが4月以降となつてございますので、当然この問題は、内部的には十分知れ渡っていると。それから、窓口対応も当然知り得ておりましたので、その辺は、鍵を渡すときに、大変今こういう状況なので、家賃の請求が出来ますということをお伝えしながら、鍵の引き渡しを行っているとは私は記憶してございます。

それと、一部納付者でございますけれども、ちょっと今、まとめている資料がバーチャートといえますか、帯グラフで管理しております、具体的にいつ納付をされて、どのぐらいの頻度でされているかということまでは、まだ資料の整理ができておりませんので、大変申しわけございませんが、次の機会がもしいただけるのであれば、その時点でお知らせをしたいと考えております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、以上で町営住宅入居者の住宅使用料等未請

求事案についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

次に、その他として、委員から特別委員会について、ご意見があれば伺います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） なければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

以上で町営住宅使用料等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時45分 閉会